

平成26年度第1回岩手県子ども・子育て会議

日時:平成26年7月31日(木)

14:00~15:30

場所:岩手県水産会館5階 大会議室

1 開 会

○高橋少子化・子育て支援担当課長 定刻ですので、ただいまから平成26年度第1回岩手県子ども・子育て会議を開催させていただきます。

私は、子ども・子育て支援課少子化・子育て支援担当課長の高橋と申します。本日司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、本日ご出席いただいております委員の皆様は、委員総数26名のうち現在21名であり、過半数に達しておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日の会議は公開となっておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

2 あいさつ

○高橋少子化・子育て支援担当課長 開会に当たりまして、根子保健福祉部長からご挨拶申し上げます。

○根子保健福祉部長 県の保健福祉部長の根子でございます。委員の皆様にはお忙しい中、岩手県子ども・子育て会議に出席いただき、まことにありがとうございます。また、日ごろから本県の子ども・子育て支援の推進について格別のご理解、ご協力いただき、感謝申し上げます。

前回2月の本会議以降、国では予定どおり平成27年4月1日に新制度をスタートさせるということを正式に表明いたしました。また、同時に新制度による教育保育を実施するための費用を示す公定価格の仮単価が示されたところでございます。県としては、これまで平成27年度スタートに向けて準備を進めてきているところでございますけれども、残り8カ月ぐらいというタイトなスケジュールの中で制度の円滑な施行に向けて県、市町村、幼稚園、保育所関係者が一体となり、今後の準備を進めていきたいというふうに思っております。

今年度、県では国の職員を招いて市町村や施設関係者への説明会を2回開催いたしました。また、今月盛岡、県南、沿岸、県北の4ブロックにおきまして、市町村との情報交換会を開催し、準備の進捗状況を確認するとともに不明な点や困ってい

る点などについて、他の市町村の取り組みなどの紹介あるいはお互いにアイデアを出し合いながら課題解決に向けた取り組みをしてきたところでございます。今後においても市町村への支援のほか、県の広報媒体を活用した県民への周知についても力を入れていきたいというふうに思います。

本日は、各部会の協議内容や市町村の新制度への諸準備の進捗状況の報告の場、新しいいわて子どもプランについてご協議をいただきたいと思っております。子ども・子育て支援に関する総合的な計画であるいわて子どもプランは、今年度が最終年度ということになっておりますので、新制度が始まる27年4月から県の子ども・子育て支援事業支援計画を含む新たないわて子どもプランとして策定し、これに基づき施策を展開していくこととしております。

本日は新しいいわて子どもプランの策定方針などについて重点的にご審議をお願いしたいと思いますので、委員の皆様には忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。本日はよろしく申し上げます。

○高橋少子化・子育て支援担当課長

2名の委員が到着され、本日23名の出席者となっております。

本日の出席者につきましてでございますけれども、お手元の資料2ページ目に名簿が来てございます。こちらをもちまして、委員の紹介とさせていただきますので、よろしく願いいたします。なお、新任とございます、本年度4月の人事異動等で新任の委員となられました4名の方のみご紹介申し上げます。

まず、岩手県私立幼稚園PTA連合会会長、中島伊織様でございます。

○中島伊織委員 中島でございます。よろしく願いいたします。

○高橋少子化・子育て支援担当課長 次に、岩手県国公立幼稚園協議会事務局長の村上幸子様でございます。

○村上幸子委員 村上です。どうぞよろしく願いいたします。

○高橋少子化・子育て支援担当課長 岩手県児童養護施設協議会会長の千葉寛様でございます。

○千葉寛委員 千葉でございます。よろしく願いいたします。

○高橋少子化・子育て支援担当課長 岩手県中学校長会常任理事の高橋清之様でございます。

○高橋清之委員 高橋です。よろしく願いいたします。

○高橋少子化・子育て支援担当課長　どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日は平成25年度事業の評価、こちらのほうの議題となっておりますので、各部局から関係職員が、出席しておりますので、ご報告申し上げます。

3 報 告

(1) 「支援計画部会」及び「子ども育成部会」の会議概要について

(2) 市町村における新制度の準備の進捗状況について

(3) 私立幼稚園の新制度への移行に係る意向調査結果について

○高橋少子化・子育て支援担当課長　早速ですが、次第の3、報告に入らせていただきます。

条例第3条第2項の規定によりまして、会長が議長を務めるということとなっておりますので、以降の進行を遠山会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○遠山宜哉会長　遠山でございます。よろしくお願いいたします。それでは、皆さんお手元の次第の3に報告というのがございますが、(1)番の「支援計画部会」及び「子ども育成部会」の会議概要についてでございます。

1枚開いていただきますと、資料1というのが右肩に書いてございます。前回の会議におきまして、「子ども育成部会」というものを設置するというので、この会議でお認めいただいたところですが、この会議の開催前には本会議は開きませんでしたので、委員のほうは私のほうで指名させていただきました。

資料1をご覧になっていただきますと10名程度子ども育成部会には指名するというようになっておりまして、会長からということですが、2番のほうに選定の方針がございます。まず、10名程度ということと、もう一つは広い分野から、いろんなどころから偏りなく選定をしていただくこと、それからもう一つ部会がございまして、既に先行して「支援計画部会」というのがございまして、この委員と極力重複することを避けるという、そういう趣旨で、ここにございます方々をお願いをいたしました。まず皆さんにご報告申し上げます。これは委員指名に関する子ども育成部会の設置についてでございます。

次に、早速それぞれの部会の会議内容についてご報告をいただきたいと思います。

す。まず、支援計画部会のほうの会議概要につきまして、大塚部会長さんのほうからご報告お願いいたします。

○大塚健樹支援計画部会長 それでは、報告させていただきます。資料2というところをご覧いただきたいと思います。岩手県子ども・子育て会議支援計画部会ということで、平成26年6月17日に岩手県公会堂のほうで開きました。

まず最初に、部会長の選出を行いまして、私が部会長ということで委員から互選されました。同じく副会長にNPO法人いわて子育てネットの両川いずみ委員が選出されました。議事内容といたしまして、(1)から(4)とございます。

主な質疑、(1)につきましては消費税の関係で、国のほうが10%の消費増税となった時、消費税財源から0.7兆円、その他の財源0.3兆円合わせて1兆円の財源が確保する方針であるということで新制度を財政的に支えることについて事務局よりご報告いただきました。

それから、子ども・子育て支援に係る現状とその対策ということで、保育士確保の検討をする上でどれぐらい岩手県で実際に保育士が足りないのかということのご質問ありまして、県のほうで昨年アンケート調査を実施し、180人ぐらいの保育士が足りないという回答をいただいているという事務局からの報告がございました。

それから、(3)といたしまして、子ども・子育て支援事業支援計画の構成ということで、いろいろ項目にわたりまして、ご説明がありました。在宅の子どもの支援が重要である、これについては支援事業の中に盛り込んでいきたいと。それから、保育士確保に係る計画は、確保が困難な中で実効性のない計画となるのではないかとということでしたが、現実性のあるものとして計画に載せるのは養成数の問題とかいろいろありまして難しいけれども、市町村等の意見も踏まえながら策定していきたいと。そしてその時々社会経済情勢の変化の中で計画を見直しながら進めていきたいというような方向性が示されました。ウといたしまして、待機児童が生じないように施設に何人でも子どもを受け入れることができるようになればもっと子供の数が増えてくるのではないかと、この会議そのものは、今後子供達が増えていってくださるそういう願いも含まれていますので、財源を睨みながらそういう方向になっていけばいいというような質疑がなされました。

めくっていただきまして、養成校を卒業した保育士が県外に出ないように。これ

は特に私のような養成校に対する要望ということで出されまして、本学の取り組み等も紹介させていただきながら対策を講じていきたいというような話になりました。それから、オといたしまして、保育士の数がまだ足りないのではないかと、養成は県内だけでは足りないのではないかとということで、できれば他県から引っ張ってくるぐらいの政策になっていけばいいというような議論がなされました。それから、就職先とのミスマッチの解消するようにいろいろ支援策をとっていきたいというような話がございました。それから、カといたしまして、県民、資格取得者、施設への新制度の周知徹底を図ってほしいということで、県の広報媒体ですとかホームページ、いろんな機会を通じて啓発していきたいといったような内容の話がありました。

今後といたしましては、9月に第2回の部会におきまして、パブリックコメント案を審議するような計画でいくことが事務局から報告がございました。

以上のような内容でございました。

○遠山宜哉会長 ありがとうございます。質問等につきましては、次の子ども育成部会のご報告が終わってからまとめてお願いします。

それでは、続きまして子ども育成部会の会議概要につきまして、米田部会長さんお願いいたします。

○米田ハツエ部会長 米田でございます。よろしく申し上げます。座って説明いたします。

会議の日時は、26年第1回子ども育成部会ということで7月15日に県民会館で行いました。

会長、部会長の選出でございますが、委員の互選により委員長には米田が、それと副会長さんには岩手県PTA連合会副会長の熊谷義弘委員が選出されてございます。

3番の議事内容でございますが、(1)、子ども子育てに関する施策の推進のための条例の検討についてを議題として意見交換等を実施しました。これは、条例の必要性についてというところを見ていただければいいかと思いますが、条例化は少子化対策の観点からも非常に重要であったので、本部会としても積極的に議論していきたいということになりました。(2)番、事務局から資料に基づき、岩手県の子どもと家庭の現状と、子ども・子育てに関する施策推進に向けた検討について説

明を受けました。条例の目的については、子育てしやすい岩手県を目指して欲しいというご意見でございました。（3）番として、4つの論点について意見交換をしたこと。主な意見内容は次のとおりであったことと書いてございますが、③番目が条例における基本理念について、事務局案を基本として、本日出された「最大限尊重」とか「個人の価値観」とか「地域社会」などの観点を踏まえながら検討を進めていただきたいということでございます。④番として、条例における基本的施策については、子育ては楽しいものであるという考え方にするようにしていただきたい。小学生ぐらいの時から子育てに関する教育の機会や小さい子どもとの触れ合いの機会を持つようにしていただきたい。イとして、子どもに対する基本的施策について、子どもが幸せ感を感じることができるよう、家族のよさを認識してもらえようような記載を検討していただきたい。ウとして、事務局案を基本として、本日の意見を踏まえながら検討を進めていただきたいという会議の内容となつてございました。今後のスケジュールとしては、9月の第2回部会で条例の中間案を、12月の第3回部会で条例の最終案を示して、来年2月の県議会への提案を目指す予定であるということが説明されてございます。

以上でございます。

○遠山宜哉会長 ありがとうございます。

それぞれ6月、7月に行われました2つの部会から第1回の会議の内容についてご報告いただきました。ここでご質問等ございましたらお願いします。

どうぞ。

○豊巻浩也委員 連合岩手の豊巻です。資料2、6月に行われた会議の質疑の中で、待機児童に関する項目がございますが、岩手県の現状について、直近の数値それによって方向性、解消に向けた取り組みを。

以上です。

○遠山宜哉会長 この時に説明されたことということですね。

○豊巻浩也委員 はい。

○南子ども子育て支援課総括課長 子ども子育て支援課の南でございます。

昨年4月と今年4月の比較になりますけれども、本年4月におきまして193名、そして昨年4月で167名ということで、年々増加しているというのが実態です。

○遠山宜哉会長 ほかにご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

「なし」の声

○遠山宜哉会長 それでは、報告（２）に進ませていただきます。報告事項の（２）番は、市町村における新制度の準備の進捗状況についてでございます、これは事務局から説明をお願いいたします。

○菊地子ども子育て支援課主任主査 子ども子育て支援課、菊地と申します。よろしくをお願いいたします。私のほうから、資料ナンバー４のA3横長の資料になります。子ども・子育て支援新制度に関する市町村の進捗状況調査という資料について説明させていただきます。市町村のほうには7月31日、本日現在ということでご報告いただいている資料でございます。

調査の中身といたしましては、一番上に項目という欄がありますが、事業計画の進捗状況、それから各種基準条例を市町村のほうでは策定することとなっておりますので、市町村の条例の策定状況、それから地域子ども・子育て支援事業の検討状況、地域型保育事業の認可事務の取り組み状況、それから保護者への周知広報活動等について調査をしたものでございます。

右上に①番として、市町村子ども・子育て会議の開催回数という欄があります。これは今年度の開催回数ということで調査をしたものでございます。一番下に合計欄がありますが、今年度開催状況では7月現在で15市町村が1回開催しているということで一番多い、大体1回開催というところが多いという状況でございます。また、2回以上開催しているという市町村さんも9市町村あるという状況であります。参考までに、欄外に平成26年6月18日現在という数字を載せておりますけれども、同様の調査を6月18日現在で行っておりまして、6月の時にはまだ会議を開催していないという市町村が18市町村、半数以上の市町村がまだ会議を開催していないという状況だったのですけれども、この1カ月強の状況で会議の開催等も進んできて、市町村の検討状況も進んでいるという状況となっております。

それから、②番の支援事業計画での教育・保育の量の見込みの関係でございます。まだ内部での数字の調整中という市町村が22市町村、約3分の2の市町村が内部での数字の検討中ということでございます。ほぼ数字が固まった、あるいは子ども・子育て会議で検討していただいている市町村さんは合わせて11市町村、3分の1ぐらいという状況となっております。

それから、③番の支援事業計画での提供体制の確保の方策ということですが

も、まず量の見込みが内部での調整中ということもありまして、確保方策についても検討中というところが多いということとなっております。

それから、④番の次世代法に基づく市町村行動計画の策定ということですが、これまで次世代法に基づく行動計画は市町村も策定することが義務ということだったわけですが、法律が改正されまして、策定することができるということで、計画策定については任意ということになったわけですが、今後策定する予定がありますか、それともありませんかという形で調査をしたところ、17市町村さんが策定予定がありますということでございます。この中には、子ども・子育て支援事業計画と一体となって策定するという市町村さんもあるということでございます。

それから、各種基準関係、⑤番のところですが、各市町村さんのところでは、地域型保育事業の認可基準の条例あるいは確認制度の条例、放課後児童クラブの条例、こういった条例を策定しているということになっております。それぞれの策定の手続状況ということでございます。一番多いのが現在策定中というのが18市町村ということで、前回6月18日現在では28市町村がまだ条例未策定ということでしたが、1か月強の中で条例の策定についての取り組みが進められているというところがございます。ちなみに、まだ条例案未策定というところも13市町村あるわけですが、県といたしましても先行して策定している市町村さんの条例案について、各市町村さんのほうに情報提供しながら、市町村さんの条例策定について支援をしてきているところがございます。

それから、⑥番の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの集計結果に基づく、事業実施内容の検討については、まだ教育・保育の量の見込みのとか、あるいはその確保方策のほうを先行して検討しているという状況もありまして、まだ検討中というところが多いという状況となっております。

それから、⑦番の地域型保育事業の認可事務、事業所内保育とか、あるいは認可外保育についての意向調査等、これは確保方策と一緒にするという、市町村さんが多いようですので、まだ確認等していないというような市町村さんが多いという形になっております。

最後に、周知・広報の関係ですが、まだ制度の詳細等、保護者さんにご説明できるまでに制度の詳細が固まっていないという状況等もありまして、保護者へ

の周知については今後実施していくという市町村さんが多いことをございます。その中でも実施している市町村さんもございまして、内容といたしましては市町村のホームページに掲載しているとか、あるいは市町村広報に掲載して住民への周知を図っている市町村さんもございます。

資料の説明については、以上でございます。

○遠山宜哉会長 ありがとうございます。

それでは、市町村の進捗状況について何かご質問等ございますでしょうか。報告です。

「なし」の声

○遠山宜哉会長 それでは、引き続きまして（３）番の私立幼稚園の新制度への移行に係る意向調査結果について事務局からご説明をお願いします。

○高橋法務学事課主任 法務学事課の高橋と申します。それでは、資料５の私立幼稚園の新制度への移行に係る意向調査結果の概要についてご説明いたします。

まずもって、この調査につきましては子ども・子育て新制度の実施に当たりまして、私立幼稚園は新制度に移行するか、引き続き現行の私学助成を受けるかについての選択が伴うのですが、新制度に移行する場合、幼稚園のまま移行するのか、認定こども園に移行して新制度を選択するのかというものの選択を行わなければならないのですが、今回国、県、市町村における予算編成作業や自治体の子ども・子育て支援事業の計画の策定作業など、新制度の実施に係る準備作業に資するべく実施したものでございます。

それでは、１の調査対象施設の数についてご説明いたします。（１）の調査期間でございまして、県から該当する市町村に対して調査実施通知を発出した26年６月９日から、各私立幼稚園が市町村へ回答する７月11日まで実施したものでございます。（２）の調査対象施設数でございますが、本県内の私立幼稚園84園のうち休園中及び今年度末で廃園予定の２園を除きまして82園に対して調査を実施いたしました。（３）の回答率でございますが、調査対象である82園中全ての私立幼稚園から回答があったものでございます。

続きまして、２の調査結果についてご説明いたします。（１）の平成27年度における新制度移行予定についてでございますが、認定こども園以外の私立幼稚園60園のうち新制度に移行したい、または移行する方向で検討中と回答した、いわゆる新

制度移行予定につきましては16園になってございます。下の（２）の①のほうをご覧ください。27年度新制度移行予定と記載している欄をご覧ください。認定こども園以外の私立幼稚園における27年度新制度移行予定は26.7%となっております。再度（１）の表をご覧ください。認定こども園以外の私立幼稚園60園のうち、新制度に移行しない予定または移行しない方向で検討すると回答しました、いわゆる私学助成を継続する予定の園は44園でございます。また、（２）の①の27年度私学助成継続予定というところをご覧ください。認定こども園以外の私立幼稚園、27年度私学助成継続予定は73.3%でございます。また、（１）の表に戻っていただきまして、認定こども園である私立幼稚園22園のうちその全てが新制度へ移行となっておりますが、新制度が施行された場合、認定こども園の財政支援は基本的に新制度になるというものでございます。よって、県内の私立幼稚園のうち調査対象としました82園中、平成27年度から新制度に移行する予定と回答した38園、資料には記載しておりませんが割合は46.3%でございます。また平成27年度は私学助成を継続すると回答したのが44園でございます。割合にして53.7%となったところでございます。（２）の②をご覧ください。現在認定こども園以外の私立幼稚園で平成27年度から新制度に移行予定とした16園のうち、認定こども園に移行して新制度を選択するとした園が11、幼稚園のまま新制度に移行するとした園が4園、検討中とした園が1園となっております。（３）の表をご覧ください。現在の認定こども園の新制度への移行予定の私立幼稚園の22園のうち、現在の認定こども園の種類の幼保連携型認定こども園のまま移行が18、幼稚園型認定こども園が2園でございます。また現在幼稚園型認定こども園でございますが、新制度に合わせて幼保連携型認定こども園に移行したいとした園が2園あったところでございます。私立幼稚園が27年度から新制度に移行するか否かの事実上の選択は市町村が秋ごろを目途に行う予定の意向確認を想定しているため、私立幼稚園が今回の回答に拘束されるものではないので、実際の数値は今回の数値と変更がある場合がございます。以上でご説明を終わります。

○遠山宜哉会長 ありがとうございます。

状況調査結果のご説明でございました。認定こども園以外の60園のうち新制度移行予定が16園ですから26.7%が移行予定と、こういう数値でございます。この調査報告につきまして、何かご質問等ございませうか。

「なし」の声

○遠山宜哉会長 よろしゅうございますか。それでは、これで3つありました報告のところを終わります。

4 協 議

いわて子どもプランの策定について

○遠山宜哉会長 それでは、大きな4番、協議、いわて子どもプランの策定について、事務局のほうからご説明お願いいたします。

○南子ども子育て支援課総括課長 それでは、協議事項につきまして、私のほうからご説明申し上げたいと思います。資料のほうは資料6をお開き願いたいと思います、いわて子どもプランの策定について。まず、資料のご説明をさせていただきます前に今回ご協議を申し上げる趣旨につきまして簡単にご説明を申し上げます。

部長からもご挨拶申し上げましたけれども、本県では子ども・子育て支援に関する総合的な計画として、いわて子どもプランがございますが、このプランは今年度が計画の最終年度となっており、新たに計画を策定する必要性が生じていること、また子ども・子育て支援法の定めによりまして、都道府県は子ども・子育て支援事業支援計画を策定しなければならないことになっていること、この2つの必要性を踏まえまして、県といたしましては国が示す子ども・子育て支援事業支援計画に盛り込むべき項目のほとんどがいわて子どもプランと重複していることから別々の計画とするのではなくて、県民の皆様にはわかりやすいように、いわて子どもプランの中に子ども・子育て支援事業支援計画を取り込んで一つの計画として策定したいと考えているものであります。本日は、その内容についてご説明申し上げて、プラン全体の策定方針等について委員の皆様方からご理解頂戴いたしたいと考えているものであります。

それでは、資料6についてご説明申し上げたいと思いますが、まず左側が現行プランの現在のプランの概要についてのご説明でございます。まず、(1)の計画期間であります、平成22年度から平成26年度、今年度までの5年間の計画期間でございます。

次に(2)、現行プランの計画の性格であります、ア、イ、ウとありまして、3

つの性格を有しています。アが、いわて県民計画に基づく実施計画としての性格、イといたしまして、次世代育成支援対策推進法に基づく後期行動計画としての計画、そして3点目、ウといたしまして、母子及び寡婦福祉法に基づくひとり親家庭等自立促進計画、この3つの計画の性格を併せ持つものでございます。

なお、補足であります。イの次世代育成支援対策推進法でございますが、ここになお書きにありますように、この法律は、本年度末、平成26年度末までの時限立法でありましたが、今般5月の法改正によりまして平成36年度末までの10年間延長する一部改正がなされたものであります。

続きまして(3)、計画の策定方針でございます。現行プランにつきましては、県民のライフステージに沿って切れ目のない支援が必要であることから、施策の基本方向を次の3つに整理をさせていただいているところでございます。1つが若者が家庭や子育てに夢を持てる環境を整備する。2つ目が子育て家庭を支援する。3つ目が子供の健全育成を支援する。この3つの構成となっているものであります。

続きまして(4)、平成25年度の計画の達成状況についてであります。これについては、さまざまな指標を設けて、その達成状況を評価しているものであります。次のページの資料6-1をご覧ください。資料6-1でございます。ここに黒く塗りつぶした帯が3つございます。横に目指す姿、その下に具体的な推進方策、3つ目に政策項目及び指標名ということで、左側に番号が振っておりますが、通し番号で1番から27番までということで、それぞれいわて子どもプランの達成状況を評価するために必要な指標を27指標掲げているところでございます。これについてのそれぞれの達成度が、表の真ん中のところに達成度と、一番上のところに達成度というのがA B C Dと評価したものがございます。このA B C Dにつきましては、真ん中の一番下のところに達成区分というのがございまして、100%以上がA、80%以上100%未満がB、60%以上80%未満がC、60%未満がDといったような判定区分でもって達成度を評価したものでございます。その結果、総合的になりますと、表の左下のところに囲みの部分がありますが、3つの目指す姿、9つの具体的な推進方策、そして15の政策項目に係る指標、これら全てを総合的に評価を実施したところ、「概ね達成」以上の割合、すなわち「概ね達成」と「達成」、AとBを足したものの割合が「やや遅れ」以下の割合、すなわち「やや遅れ」と「遅れ」、CとDを足したものを上回る結果となりましたということで、具体的な数字

がその下の黒丸2つ目でありますが、27指標中Aが14、Bが4、Cが4、Dが5ということで、AとBを足したものが66.7%、CとDを足したものが33.3%といったような形になっていると。これが平成25年度のいわて子どもプランの指標に基づく調査結果でございます。

恐れ入りますが、1枚またもとの資料に戻っていただきたいと思いますが、こういった現行のいわて子どもプランの概要を踏まえまして、来年度以降の新しいいわて子どもプランの策定につきまして、右側のページ、2番のところでご説明させていただきます。まず、(1)の策定理由であります、まずアといたしまして、先ほど申し上げた、いわて県民計画の実施計画としての性格を併せ持つということから、いわて県民計画の残りの期間、平成27年度から平成30年度までの残期間でございますので、これに対応した領域別の実施計画として策定してまいりたいというのが1点。そして、2点目が先ほどお話し申し上げました次世代育成支援対策推進法が改正され、期間が10年延長されましたので、延長後の県の前期行動計画として策定してまいりたいと思います。そして、ウといたしまして、加えて、このいわて子どもプランを来年4月に施行されます子ども・子育て支援法に基づく県の子ども・子育て支援事業支援計画として位置づけてまいりたいというふうに考えております。

また、エといたしまして、現行プランでは、先ほど申し上げた母子及び寡婦福祉法に基づく岩手県ひとり親家庭等自立促進計画を盛り込んでおりますことから、これら4つの性格を一つの計画として位置づけてまいりたいというふうに考えております。

なお、先ほど子ども育成部会のほうからのご報告がございましたけれども、この部会の中で検討しておりました子ども・子育てに関する施策推進のための条例、これの制定をいたしますと、その条例の計画的な推進を図るという観点から、計画を策定して進めていくこととなるわけではありますが、この計画につきましてもいわて子どもプランの中に取り込むような形で位置づけてまいりたいと現段階では考えてございます。

続きまして、(2)の計画期間でございますが、平成27年度、来年度から平成31年度までの5年間の計画といたしてございます。

(3)の策定方針・構成であります。現在プランの根拠となっているいわて県民

計画及び次世代育成支援対策推進法の内容が前回と変更がございませんということもありますので、現行プランの策定方針あるいは構成、これらを引き継ぎながら、そして新たに追加いたします子ども・子育て支援事業支援計画の内容を反映した構成としてまいりたいと考えております。

恐れ入りますが、2枚おめくりいただきまして資料6—2をご覧くださいと思います。ただいま申し上げましたいわて子どもプランの構成イメージの案がこの6—2でございます。左側が新・いわて子どもプラン(仮称)となっておりますが、基本的には現行の子どもプランの項目と同じ形となっております。それぞれ第1章、第2章、第3章と3章構成となっているわけではありますが、この項目に、ただいま申し上げました新たな県の子ども・子育て支援事業支援計画、これを盛り込む形となりますので、これをどのように盛り込んでいくかというのが構成イメージになってございます。この県の子ども・子育て支援事業支援計画につきましては、国の基本方針が示されておりまして、その中で基本的記載事項と任意記載事項という大きく2つの視点に分かれているのがこの右側でございますけれども、基本的記載事項が1から5まで、任意記載事項が1、2、3というふうになってございます。これは国の基本指針に基づく項目でございます。

そして、項目別に見てまいりますと、おおむね現行プランの構成、特に各論部分、第2章各論編になっておりますが、この中で記載することが十分可能な内容となっておりますので、現在予定しております基本的記載事項、そして任意記載事項についての全てを新しいいわて子どもプランの項目の中で整理をしてまいりたいというふうに考えております。ただし、単独で県版の子ども・子育て支援事業支援計画というものはどういうものなのかということにきちんとお答えをしなければならない部分もありますので、表の左側の一番下のところに別掲2というのをお示ししてありますけれども、ここに県子ども・子育て支援事業支援計画ということで、最終的に国が示しております基本指針に基づく各項目を順番に並べた形で単独でここに支援事業支援計画の形を別掲2として、子どもプランの後半部分に単独でここにお示ししてまいりたいというふうに考えているところでございます。

恐れ入りますが、また資料6のほうに戻っていただきたいと思います。資料6の右の一番下の(4)の策定スケジュールでございますが、次回の子ども・子育て会議ですが、次回9月の会議におきまして計画案、中間案でございますが、計画案を

お示しし、これについて意見を伺いまして、その後、パブリックコメントを行うなどによりまして、子育て世代をはじめとする広く県民のご意見を踏まえ、そしてそれを反映した上で来年1月を目途に最終のいわて子どもプランの策定を行ってまいりたいというふうに考えております。

いわて子どもプランの策定についてのご説明は、以上でございます。

○遠山宜哉会長 ありがとうございます。27年度からの5年間の計画のご説明でございました。委員の皆様からご質問なりご提案ございますでしょうか。

どうぞ。

○佐々木政弘委員 このいわて子どもプランの策定については、内容については異議はございませんが、いわて子どもプランの財政計画についてはどういうふうに考えているのでしょうか。

それから、県内市町村においてもそれぞれプランの策定があると思うのですが、やはり計画に伴う財政計画については、県としてはどのように市町村に指導していくのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○遠山宜哉会長 お願いします。

○南子ども子育て支援課総括課長 いわて子どもプランの実施に当たっての財政的な予算によるお話だと存じますけれども、まず県におきまして、基本的には国の制度等を活用しながら、国庫補助制度等を活用しながら対応してまいるのが基本となっておりまして、毎年度、毎年度の予算措置の中で事業実施に支障をきたさないような形で予算確保に努めて参りたいと考えております。また、市町村におきましても基本的には、県と同じような事業計画を策定することとなっておりますので、これに対しましても国から今回の消費税の増税分の財源が様々な質の改善に見合う財源措置というものが今回国のほうでなされておりますので、そういった財源措置の裏打ちがなされた形で市町村のほうも新たな事業計画を策定し、それに伴う財源を確保しながら事業を進めていくというふうな形になろうかと思っております。

○遠山宜哉会長 よろしゅうございますか。

○佐々木政弘委員 国あるいは都道府県、市町村それぞれ非常に大事な計画でありますから、具体的にどのような内容を、どのような財源をもって実施するかというのが一番の計画策定の場合は大事な基本線ではないかというふうに思うわけでありまして、国自体はどうも財源計画も明確でないという傾向がありまして、1兆円と

言ってみたり、7,000億と言ってみたり、国自体がそういう状況なのですが、本来はやはりきちっとした財政計画を示して策定するというのが基本ではないかと。財政計画が無いものは絵に描いた餅と同様でありまして、これはもう本当の計画としてはいろんな予算の関係上もその年度の予算の編成時点で予算を決めるというのはこれは計画としてはやはり問題があるのではないかというふうに思うわけでありまして、ぜひともそういう意見につきましても県としても国等の会議等においては、国の財政計画あるいは市町村の財政計画をきちっと示して計画を策定すべきではないかということをお願いしていただければというふうに思います。

○遠山宜哉会長 事務局お願いします。

○南子ども子育て支援課総括課長 国の財政計画あるいは県の財政計画のお話でございますが、私どもは来年4月からこの新制度が本格施行されるということで、来年度の国の政府予算要望におきまして、国に対しては十分な財源の確保ということで要望してきたところでございます。現在のところ、国におきましても消費税の増税分、そしてあと必要な財源を確保しながら1兆円超過の財源が必要とされているのですが、消費税増税分ではまだ7,000億程度の財源しか措置できない状況となっています。そういった中であって、私どもも市町村と一体となって国に対して要望し、そしてまた必要な財源については国の責任においてきちんとした形で確保していただきたいということをこれまでもお願い申し上げてきたところでありますし、また現在も国のほうからのいろんな形で説明会に担当の方々に来ていただいております。そういう機会を捉えながらも国のほうに対しては今後とも粘り強く要望してまいりたいというふうに考えております。

○遠山宜哉会長 ありがとうございます。

ほか、どうぞ。

○両川いずみ委員 万遍なくできている計画と思いますが、本県は被災県として子ども達の状況を考慮に入れた計画にしないでいいのでしょうか。例えば、肥満とか心の状況とか子どもの育ちに関する課題が出てきていると思うのですが、これは一般的に今の子どもたちの課題となっている。

この辺の扱いはどうなるのでしょうか。

○南子ども子育て支援課総括課長 今大変貴重なご意見をいただいたと思っております。やはり計画をつくる上では、それぞれの自治体、それが県であったり、市

町村であったり、それぞれの自治体地域の特殊事情そういったこと、きちっと踏まえて、そして子供の立場あるいは親御さんの立場に立った形での支援策というのが行政の場合は必要だ、そういう観点から、本県は被災地であるということ、あるいは肥満ですか、そういった特殊事情も与えているわけでありますので、そういったものをきちっと事情を考慮した形できちっと対応できるよう、関係部局で協議しながら計画を作って参りたいと思います。

○遠山宜哉会長 ご意見として伺いますということによろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

「なし」の声

○遠山宜哉会長 それでは、協議事項を終わりました、その他に入っていきます。

5 その他

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準（案）について

○遠山宜哉会長 その他の1つ目は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準（案）について、これも事務局のほうからご説明をお願いします。

○大内子ども子育て支援課主任主査 子ども子育て支援課の大内と申します。資料は7をご覧ください。

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準（案）の概要についてという資料でございます。平成24年の認定こども園法の改定によりまして、認定こども園のうち幼保連携型認定こども園が学校及び児童福祉施設としての公的位置づけを持つ単一の施設と位置づけられたところではありますが、この幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準につきましては、都道府県が条例で定めるとされたところがございます。26年4月に県が条例で基準を定めるようになりまして、その基準とすべき国の省令、主務省令が公布されたことから、県としましては今度の9月議会におきましてこの主務省令に従い、またはそれを参酌して、県の条例で基準を定めるとしているところがございます。

基準の概要につきましては、資料の2ページから3ページにその概要を記載してございます。2ページの中段の2の（1）からでございますが、まず学級の編制に関する基準が1つございます。そして、（2）につきまして、職員に関する基準で、職

員の確保、そういったものの基準がございます。それから(3)、設備に関する基準、これは園舎・園庭の大きさ等でございます。

次に、3ページ、次のページの中段にまいりまして、(4)の運営に関する基準、これは教育・保育の期間及び時間に関する基準、こういったもので構成されているところではありますが、この主務省令で定められた基準は国の子ども・子育て会議における検討を踏まえて策定されたものでございます。

資料1ページに戻っていただきまして、黒い箱の3つ目でございます。基準の概要の1、主務省令で定める基準についてでございますが、この主務省令の基準は、従うべき基準と参酌すべき基準に分けることができます。従うべき基準につきましては、その基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定めることができるものでありますが、国の子ども・子育て会議における検討計画を踏まえまして、異なる内容の基準を定める必要性が認められないということから、県におきましては主務省令に定める基準を県の基準とするとしていただいております。また、参酌すべき基準についてでございますが、その基準につきましては、それを十分参照した結果として、地域の実情に応じて異なる内容の基準を定めることができるというものでございます。県としましては、幼保連携型認定こども園が在宅の保護者等に対して必ず行うものとされておりまして子育て支援事業におきまして、県の独自基準としまして、教育・保育相談事業を必須事業としまして、原則として施設の全ての開園日において相談に応じる体制を整えるという基準を設定していただいております。この独自基準は現行の現在の幼保連携型認定こども園にも適用していただいております。今後とも身近な相談窓口であるとか専門的な相談支援体制の整備を図るという観点から、それを引き続き適用しようとするものでございます。なお、基準の策定後におきましても適切な処遇の確保の観点や事業者の事業運営に与える影響等、双方の観点、視点から適切なニーズ把握に努めるなど、必要に応じまして基準について所要の見直しを行うこととしていただいております。この県の基準の策定に当たりましては、パブリックコメントを実施したところでございます。この実施結果は、資料4ページをご覧いただきたいと思っております。パブリックコメント実施期間は、平成26年6月9日から7月8日までの1カ月間でございます。資料の訂正がございまして、意見募集期間、平成27年となっておりますが、平成26年でございます。26年の6月9日から7月8日までの1カ月間でパブリックコメ

ント実施をいたしまして、1件の意見が寄せられたところでございます。

その1件につきましては、5ページに掲載をしております。5ページをご覧ください。5ページの左側の意見の欄が提出されました意見でございます。この内容ですが、県の独自基準としまして、巨大災害に対応する規定であるとか、国家の非常事態に対応する規定を盛り込むべきという意見でございます。具体的には、幼保連携型認定こども園は、過去に津波で被災した土地に設置してはならないということや、送迎バスは津波の被災を避けて運行することなどの規定を盛り込むべきという意見でございます。この意見に対する検討結果、この表の右から2つ目でございます。検討結果であります。幼保連携型認定こども園の位置は、今回お示した基準（案）によりまして、その運営上適切な運営がなされ、安全な環境にこれを定めなければならないとしているほか、幼保連携型認定こども園には、今回県が条例で定めた規定のほかに 学校保健安全法の一部の規定が適用されまして、現地の安全を確保するための学校安全計画の策定が義務づけられるということでございます。それらを踏まえまして、各施設の実情に応じまして、園児の安全を確保するために必要な対策を講じていくということになります。今回いただきましたご意見の趣旨を踏まえまして、各施設が策する計画の内容等につきまして、必要に応じ助言を行っていくということとしたところでございます。

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準（案）につきましては、以上でございます。

○遠山宜哉会長 ありがとうございます。基準（案）の概要と、それからパブリックコメントの結果についてご報告いただきました。何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

どうぞ。

○中島伊織委員 資料の1ページの2の県の基準の（2）ですけれども、ちょっと文言のところが分からなかったのですが、「子育て支援事業については、独自基準として「教育・保育相談事業」を必須事業とし、原則として施設のすべての開園日において相談に応じる体制を整える」というのは、「開園日において」というところがちょっと意味が分からないのですけれども。

○遠山宜哉会長 お願いいたします。

○大内子ども子育て支援課主任主査 認定こども園、年間365日のうち概ね260日程

度、園を開いております。この園を開いている日についてはそれぞれの日において相談の体制を整えてという趣旨でございます。

○中島伊織委員 相談を受けられる対象ですけれども、これは利用者のほうも含むということで理解してよろしいのでしょうか。

○大内子ども子育て支援課主任主査 認定こども園の利用者も含めまして、それ以外の方も含めまして全て対象ということになります。

○遠山宜哉会長 ほかにはございませんでしょうか。

「なし」の声

○遠山宜哉会長 それでは、幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準（案）につきましての説明以上で終わります。

そのほか事務局のほうに学童保育連絡協議会のほうから情報提供があるということでございます。

○橋本有紀委員 岩手県学童保育連絡協議会の事務局をしております橋本と申します。

皆様に封筒で本日資料のほうをお渡ししておりますが、10月11日、12日と岩手県を会場にこのたび全国の第49回研究集会というのが行われることになりました。なかなか学童保育のことが県内の皆様のほかの団体の方に知っていただく機会がないので、この会議の場をお借りしてちょっと資料のほうをご覧になっていただきたいなと思います。本日は県連協のパンフレットとあと研究集会の資料2部、あと盛岡市の指導員が担当して作りましたポスターを1部入れていただきましたので、興味のある方は連絡先のほうに問い合わせさせていただきまして、ご参加いただければありがたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○遠山宜哉会長 この際、何かご質問等ございませんか、ご確認等は。よろしいでしょうか。

「なし」の声

○遠山宜哉会長 それでは、事務局から何かお願いいたします。

○高橋少子化・子育て支援担当課長 それでは、私のほうから今後のスケジュールにつきましてご説明申し上げます。資料8のほうをお開きいただきたいと思えます。いわて子どもプラン、子ども・子育て支援事業支援計画及び条例の策定スケジュール（案）でございます。本日7月31日ですけれども、いわて子どもプランの欄

に子ども・子育て会議の①と書かしていただいております。

次回でございますけれども9月24日、水曜日になりますけれども、現在の予定としましては10時から11時30分、午前中に子ども子育て会議の2回目を開かせていただきたいと考えております。内容につきましては、パブリックコメントの案の協議となつてございます。それに先立ちまして、中段、子ども・子育て支援事業支援計画におきましては、9月12日、計画部会の2回目を開催したいと、部会の皆様には連絡してございますけれども時間のほうは午後の13時30分から15時というふうに考えてございます。部会の皆様、ご配慮をいただきますようお願いをいたします。こちら支援計画のパブリックコメント案の協議という形になります。また、右の欄ですけれども、子ども・子育てに関する施策推進のための条例ということで、子ども育成部会につきましても9月中旬に開催させていただきたいと思っております。そちらのほうは改めて日程のほうをお知らせさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

その後でございますけれども、パブリックコメントを実施しまして、11月の下旬に子ども・子育て会議の3回目、支援計画部会の3回目の開催をしたいと思っております。ここはまだ日程を確定するに至ってございませんけれども、事務局といたしましては25日、火曜日になりますけれども、こちらを中心に日程調整をしたいと思っておりますので、あらかじめご検討のほうをいただければと思っております。12月に条例関係で子ども育成部会の3回目を開きまして、最終的には3月に子ども・子育て支援事業の計画策定と、2月に条例につきましては議会に提案といった形で報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくご協力のほどお願い致します。

○遠山宜哉会長 今後の予定でございました。この件についてご質問ございますか。よろしゅうございますか。

「なし」の声

○遠山宜哉会長 次の本会の予定は9月24日の午前中10時ですか、10時半ですか。

○高橋少子化・子育て支援担当課長 10時からです。

○遠山宜哉会長 10時から12時。

○高橋少子化・子育て支援担当課長 11時30分でございます。

○遠山宜哉会長 1時間半ということでございます。

それでは、その他のところでこちらで準備したのは以上でしたが、他にこの際、何かございますか。

お願いします。

○藤本達也委員 先ほどの項目のところで言えば良かったところがあって、言い足りない部分がありまして前後するのですけれども、幼保連携型認定こども園の意見聴取のところ、津波の来ないところを送迎バスは通る等記載されていますが、もう一つ考えてほしいのは、岩手県で、例えば私のところは雫石町なのですけれども、僻地というのはどこの市町村でも僻地抱えているのですけれども、例えば小学校であればもう廃校になったり、統合したりして少なくなってきましたけれども、子供さん1人か2人しかいないような小学校の子供さんがいるところに校長先生がいて、担任の先生がいて、子供よりも職員のほうが多いぐらいのそういう手厚い教育していますけれども、幼稚園、保育園というのはそういうふうなことではなくて、とてもそういうところは冷たいのですけれども、岩手県でそういうところは少子高齢化がものすごく進んでいるところなのです。ニーズがあれば幼稚園、保育園を無くさない方向でそういう子供さんが利用できるように、保護者の方々が自分の就職している職場に行くのに子供を逆方向に10分も20分もある遠い幼稚園、保育園のようなところに子供を置いて、朝早くから30分も40分も負担のかかるようなことのないような形で手厚い配置、保育所、幼稚園とかの配置の場合は意識して手厚くやってほしいなということを言い忘れましたので、お話しさせていただきます。これはお願いです。

○遠山宜哉会長 ご意見ということで、お話しかがいました。

○南子ども子育て支援課総括課長 ただいま貴重なご意見ありがとうございます。ただいまのご意見を踏まえまして、今度の設置基準条例制定するに当たってはその部分を内部で検討いたしました上で、検討させていただきたいと思います。

○遠山宜哉会長 ほかにございませんか。

「なし」の声

○遠山宜哉会長 それでは、本日予定しておりました議事は終わりました。最後に、根子部長さんから総括コメントをお願いします。

○根子保健福祉部長 本日は大変ありがとうございました。

子どもプランに関しまして、計画策定する際の財政計画のご意見をいただきまし

た。まさにそのとおりだなと思いますが、県や市町村が自主財源でやればいいのですが、なかなかそういう状況でないのですが、最近国のほうも人口減少問題に取り組んでいかなければならないということで、いわゆる骨太の方針の中で少子化対策に力強く取り組んでいかなければならないということも謳ってありますので、先ほど総括課長が申しあげましたように国に対する要望などもしっかりと取り組んでまいりたいと思っています。

それから、あと震災を踏まえた計画ということですが、岩手県はまさに被災地の子育てをどうしていくかということもございます。これらについては記載が不十分だと思っていますので、そこをわかるように、岩手県らしさが出るようにしていきたいと思っています。それからあと僻地の対応ということで最後にお話しございました。市町村のほうでニーズ調査実施しておりまして、その中で保育所の利用の希望とか、いろいろな方がございますので、その辺のところも市町村に出していろいろ踏まえていきたいと思っています。

今日はいろいろご意見頂戴しまして、今後進める上で参考になりました。今後ともよろしく申し上げます。

○遠山宜哉会長 ありがとうございます。それでは、これで議事を閉じさせていただきます。皆さん議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

○高橋少子化・子育て支援担当課長 遠山会長、ありがとうございました。

6 開 会

○高橋少子化・子育て支援担当課長 本日は長時間にわたりまして、ご議論いただき、本当にありがとうございました。以上をもちまして、平成26年度第1回岩手県子ども・子育て会議を終了させていただきます。ありがとうございました。